

# 平成29年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務部 法務課  
財務部 財政課

## 議 案 目 録

- 議案第 1 号 中核市の指定に係る総務大臣への申出のこと
- 〃 第 2 号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市公告式条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 あかしこども広場条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市立認定こども園条例及び明石市立保育所条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市墓園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市立産業交流センター条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市農業共済条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 平成 28 年度明石市一般会計補正予算（第 4 号）
- 〃 第 16 号 平成 28 年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 17 号 平成 28 年度明石市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 18 号 平成 28 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 19 号 平成 28 年度明石市農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 20 号 平成 28 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 21 号 平成 28 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 〃 第 2 2 号 平成 2 8 年度明石市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 3 号 平成 2 8 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 4 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 2 5 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 2 6 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 2 7 号 平成 2 9 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 2 8 号 平成 2 9 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 2 9 号 平成 2 9 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 0 号 平成 2 9 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 1 号 平成 2 9 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 2 号 平成 2 9 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 3 3 号 平成 2 9 年度明石市農業共済事業特別会計予算
- 〃 第 3 4 号 平成 2 9 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 3 5 号 平成 2 9 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 平成 2 9 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 平成 2 9 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 3 8 号 平成 2 9 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 3 9 号 平成 2 9 年度明石市大蔵海岸整備事業会計予算
- 〃 第 4 0 号 平成 2 9 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

議案第 1 号

中核市の指定に係る総務大臣への申出のこと

1 要 旨

中核市の指定に係る総務大臣への申出を行うことについて、地方自治法第252条の24第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 1 要 旨

中核市への円滑な移行及び「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図るため、部を廃止し局制を導入するなど組織の抜本的な見直しを行おうとするもの。

## 2 内 容

中長期的な視野に立って効果的な市政運営の実現を図るとともに、関連部署の集約化と横の連携を強化することで、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、市長事務部局の組織を次の5局体制とする。

- (1) 社会経済情勢が大きく変化するなかにあっても、迅速かつ的確な行財政運営を行い、市の重点施策やまちづくりに係る主要プロジェクト等を推進するため、「政策局」を設置する。
- (2) 市民の安全・安心と危機管理を統括するとともに、財政健全化等の課題を踏まえながら、効率的で効果的な内部事務統制を行うため、総合安全対策局、総務部、財務部を統合し、「総務局」を設置する。
- (3) 市民生活に密着した部門を集約し、連携を強化することで、より市民の立場に立ったサービスを提供していくため、コミュニティ推進部、市民・健康部、文化・スポーツ部、環境部、産業振興部を統合し、「市民生活局」を設置する。
- (4) 高齢者、障害者、こどもをはじめ、誰もが安心して暮らし続けられる環境を整備し、支援が必要な人により適切な支援を届ける施策を展開するため、福祉部、こども未来部を統合し、「福祉局」を設置する。
- (5) 道路、公園、下水道など日常生活を支える社会基盤を一括管理し、安全・安心のまちづくりをより一層推進するため、土木交通部、都市整備部、下水道部を統合し、「都市局」を設置する。

## 3 施行期日

平成29年4月1日

1 要 旨

事務の効率化の観点から、条例、規則等の公布方法の見直しを図ろうとするもの。

2 内 容

条例及び規則を公布する掲示場を見直す。

(現行) 市役所、3 市民センターほか 3 箇所の合計 7 箇所

(改正) 市役所

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において年金関係情報が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に追加されたことに伴い、庁内において年金関係情報を部署をまたいで利用（連携利用）できるようにするに当たり、連携利用できる特定個人情報について定めた規定を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 市の事務における特定個人情報の連携利用に係る規定の見直し

(現行) 市の事務を処理するために連携利用が必要な特定個人情報を別表において個別に規定している。

(改正) 国において省庁間でのやりとりが認められている、番号法の別表に掲げられている特定個人情報については、市においても連携利用できるものとして包括的に規定する。

## (2) その他所要の整備

## 3 施行期日

公布の日

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の給与改定に準じ、任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げようとするもの。

2 内 容

給料表の改定

任期付短時間勤務職員の給料月額を平均0.9%引き上げる。

3 施行期日

平成29年4月1日



議案第 6 号

明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇、育児休業等の取得要件を緩和するとともに、介護時間の制度を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- イ 明石市職員の育児休業等に関する条例

(2) 介護休暇の分割取得

介護休暇を3つの期間に分割して取得できるようにする。

(3) 介護時間制度の新設

介護を行うために、3年の期間内において1日2時間まで勤務しないことを可能にする休暇制度を新設する。

(4) 育児休業の取得要件の緩和

育児休業の対象となる子の範囲を拡大するとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する。

(5) 看護休暇の対象となる子の範囲の拡大

- (現行) 小学校就学まで
- (改正) 中学校就学まで

(6) その他所要の整備

3 施行期日

平成29年4月1日

## 1 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、一定の建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新設するとともに、同法の施行に伴い低炭素建築物の認定基準が改正されたことから、当該認定に係る手数料を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の新設

2,000㎡以上の非住宅建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等を行う場合に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられたことに伴い、当該適合性判定に係る手数料を新設する。

### (2) 特定建築物の完了検査に係る手数料の新設

特定建築物については、エネルギー消費性能基準に適合することを建築基準法に基づく完了検査において検査することから、特定建築物の完了検査に係る手数料を新設する。

### (3) 低炭素建築物の認定に係る手数料の改正

低炭素建築物の認定に係る手数料の区分及び額を改正する。

### (4) その他所要の整備

## 3 施行期日

平成29年4月1日

## 1 要 旨

市民の利用を促進するため、一時保育ルームの使用料の見直し及び親子交流スペースの使用料の新設のほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 一時保育ルームの使用料の見直し

(現行) 乳幼児 1 人 1 時間につき 5 0 0 円

(改正) 市内に住所を有する乳幼児 1 人 1 時間につき 4 0 0 円

上記以外の乳幼児 1 人 1 時間につき 7 0 0 円

## (2) 親子交流スペースの使用料の新設

1 人 1 回につき 3 0 0 円。ただし、市内に住所を有する者は、無料とする。

## (3) その他所要の整備

## 3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

1 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市立認定こども園条例

イ 明石市立保育所条例

(2) 引用法令（児童福祉法）の条項移動に伴う規定の整備

（現行）第56条第3項 → （改正）第56条第2項

3 施行期日

平成29年4月1日

## 1 要 旨

明石市石ヶ谷墓園に合葬式墓地を新たに設置することに伴い、その使用者等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 合葬式墓地の設置

合葬式墓地に、個別安置室、合葬室及び記名板を置く。

## (2) 合葬式墓地の使用者

ア 本市に住所を有し、親族の焼骨を所持している者

イ 本市に住所を有する65歳以上の者で、自己の焼骨を埋蔵しようとするもの

## (3) 合葬式墓地の使用料

施設	単位	金額
合葬室	1体につき	54,000円
個別安置室	1体、10年につき	54,000円
記名板	1枚につき	32,400円

(例) 個別安置室(10年間)及び記名板を使用する場合

$$54,000 \text{円 (個別安置室)} + 54,000 \text{円 (合葬室)} + 32,400 \text{円 (記名板)} \\ = 140,400 \text{円}$$

## (4) 所要の整備

合葬式墓地の設置に伴い、所要の整備を行う。

## 3 施行期日

規則で定める日

## 1 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。

## 2 内 容

軽減判定所得の基準を緩和する。

## (1) 5割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行)  $33\text{万円} + 26.5\text{万円} \times (\text{被保険者数})$

(改正)  $33\text{万円} + 27\text{万円} \times (\text{被保険者数})$

## (2) 2割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行)  $33\text{万円} + 48\text{万円} \times (\text{被保険者数})$

(改正)  $33\text{万円} + 49\text{万円} \times (\text{被保険者数})$

## 3 施行期日

規則で定める日

## 1 要 旨

明石市立産業交流センターの一部を廃止して保健所を整備すること及び利用者の利便性の向上を図るため展示場を部分使用できるようにすることに伴い、利用料金表を改定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 産業交流センターの2階以上部分の廃止

多目的ホール、研修室及び会議室を廃止する。

## (2) 展示場の部分使用に係る利用料金の新設（下記の表の太枠内）

	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	超過 金額
使用区分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	30分 につき
全面使用	31,300 円	41,800 円	31,300 円	73,100 円	73,100 円	104,400 円	5,300 円
1/2面使用	15,700 円	20,900 円	15,700 円	36,600 円	36,600 円	52,200 円	2,700 円
1/4面使用	7,900 円	10,500 円	7,900 円	18,300 円	18,300 円	26,100 円	1,400 円
1/8面使用	4,000 円	5,300 円	4,000 円	9,200 円	9,200 円	13,100 円	700 円

## 3 施行期日

平成30年4月1日。ただし、施行前の準備行為は行うことができる。

## 1 要 旨

農家の経営の安定及び共済事業への加入の促進を図るため、農作物共済及び園芸施設共済に係る事務費賦課金を引き下げようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 農作物共済（水稻）に係る事務費賦課金の引下げ

（現行）共済金額×7/1,000 → （改正）共済金額×3.5/1,000

## (2) 園芸施設共済に係る事務費賦課金の引下げ

## ア ガラス室

（現行）共済金額×1/1,000 → （改正）共済金額×0.5/1,000

## イ プラスチックハウス

（現行）共済金額×2/1,000 → （改正）共済金額×1/1,000

## 3 施行期日

兵庫県知事の認可のあった日又は公布の日のいずれか遅い日



### 1 要 旨

不特定多数の者が利用する建物において、自動火災報知設備の未設置その他の重大な法令違反がある場合に、当該建物及び法令違反の内容を公表する制度を設けようとするもの。

### 2 内 容

飲食店、病院など不特定多数の者が利用する建物において、自動火災報知設備の未設置等の法令違反がある場合は、利用者に対する情報提供として、建物の名称及び所在地並びに法令違反の内容を、市のホームページにおいて公表する制度を設ける。

### 3 施行期日

平成30年4月1日

今回の補正は、歳出で、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、繰入金、国庫支出金及び県支出金等を減額し、繰越金等を追加するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[ 補正額 △ 2,140,052 千円 補正後 107,958,117 千円 ]

## 歳 入

地方交付税	△ 293,147 千円	普通交付税	
国庫支出金	△ 582,674 千円	土木費国庫補助金	△ 410,247 千円
		民生費国庫負担金等	△ 172,427 千円
県支出金	△ 556,557 千円	民生費県補助金	△ 562,681 千円
		土木費委託金等	6,124 千円
繰入金	△ 898,240 千円	財産区繰入金	52,860 千円
		財政基金繰入金	△ 700,000 千円
		減債基金繰入金	△ 250,000 千円
		こども基金繰入金	△ 1,100 千円
繰越金	658,981 千円	前年度繰越金	
諸収入	△ 194,281 千円	企業融資資金貸付金元金収入	△ 92,000 千円
		明石クリーンセンター電力売却収入	△ 80,000 千円
		埋蔵文化財発掘調査受託金等	△ 22,281 千円
市債	△ 306,392 千円	減収補てん債	350,000 千円
		臨時財政対策債	105,608 千円
		土木債	△ 624,800 千円
		衛生債等	△ 137,200 千円
その他収入	32,258 千円		

歳 出

人 件 費	404,486 千円	職員費(退職手当)等	
補 助 費 等	331,509 千円	国県補助金精算等 償 還 金	407,000 千円
		水産一般振興事業費	41,753 千円
		臨時福祉給付金 給付事業費等	△ 117,244 千円
投資的経費	△ 2,048,852 千円	高齢者福祉施設 整備事業費	△ 544,900 千円
		山陽電鉄連続立体 交差第2期事業費	△ 372,265 千円
		明石駅前南地区 市街地再開発事業費	△ 276,700 千円
		市営住宅整備事業費	△ 202,000 千円
		県施行街路事業負担金	△ 147,654 千円
		交通安全施設整備 事業費等	△ 505,333 千円
公 債 費	△ 242,000 千円	長期債利子等	
物 件 費	△ 240,830 千円	埋蔵文化財発掘 調査事業費	△ 50,000 千円
		小学校管理運営事業費	△ 35,700 千円
		臨時福祉給付金 給付事務費等	△ 155,130 千円
扶 助 費	△ 150,980 千円	障害児通所支援事業費	265,000 千円
		生活保護運営事業費	△ 200,000 千円
		児童扶養手当支給 事業費等	△ 215,980 千円
貸 付 金	△ 102,400 千円	中小企業融資 対策事業費等	
積 立 金	△ 84,400 千円	一般廃棄物処理施設 整備基金積立金等	
その他経費	△ 6,585 千円		

繰越明許費	6,618,000 千円	住民基本台帳事務事業	23,000 千円
		臨時福祉給付金 給付事業	925,000 千円
		児童相談所整備事業	40,000 千円
		私立保育所・認定こども園整備 (待機児童緊急対策)事業	332,000 千円
		動物愛護施設整備事業	32,000 千円
		法定予防接種事業	8,000 千円
		土地改良事業	33,000 千円
		道路維持補修事業	49,000 千円
		道路新設改良事業	38,000 千円
		交通安全施設整備事業	562,000 千円
		公共施設整備等 まち再生事務事業	20,000 千円
		大蔵地区住環境 整備事業	16,000 千円
		山陽電鉄連続立体 交差第2期事業	421,000 千円
		鳥羽新田土地 区画整理事業	26,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	204,000 千円
		街路整備事業	217,000 千円
		都市公園整備事業	28,000 千円
		既設公園 リフレッシュ事業	4,000 千円
		市営住宅整備事業	126,000 千円
		小学校施設整備事業	1,050,500 千円
		小学校体育 施設整備事業	174,000 千円
		中学校施設整備事業	234,000 千円
		幼稚園施設整備事業	66,500 千円
		中学校給食導入事業	1,989,000 千円

今回の補正は、歳出で葬祭事業費の光熱水費等を減額するとともに、歳入では葬祭収入を減額する一方、一般会計繰入金等を追加するもの。

〔 補正額           △21,300 千円           補正後           575,571 千円 〕

## 歳 入

葬 祭 事 業 収 入	△25,000 千円	火 葬 収 入	1,000 千円
		葬 祭 収 入	△26,000 千円
繰 入 金	3,700 千円	一 般 会 計 繰 入 金	

## 歳 出

葬 祭 事 業 費	△21,300 千円	需 用 費	△9,400 千円
		委 託 料	△5,000 千円
		公 課 費	△3,600 千円
		職 員 費	△3,300 千円

今回の補正は、清水村財産区、西岡村財産区、大窪村財産区、大久保町財産区及び松陰村財産区について、歳出では、土地処分に伴う水利補償金及び一般会計繰出金の追加などをするとともに、歳入では、土地売払収入の追加及び前年度繰越金の補正を行うもの。

〔 補正額 523,934 千円 補正後 6,694,167 千円 〕

## 歳 入

財 産 収 入	528,597 千円	土 地 売 払 収 入	
		西岡村財産区	18,176 千円
		大窪村財産区	510,421 千円

繰 越 金	△4,663 千円	前 年 度 繰 越 金	
		清水村財産区	5,442 千円
		西岡村財産区	△38,191 千円
		大窪村財産区	10,351 千円
		大久保町財産区	9,567 千円
		松陰村財産区	8,168 千円

## 歳 出

諸 費	114,697 千円	補償補填及び賠償金	
		大窪村財産区	64,327 千円

一 般 会 計 繰 出 金			
西岡村財産区		1,818 千円	
大窪村財産区		51,042 千円	

指 定 寄 付 金			
清水村財産区		600 千円	
大久保町財産区		△4,000 千円	
松陰村財産区		910 千円	

予 備 費	409,237 千円	予 備 費	
		清水村財産区	4,842 千円
		西岡村財産区	△21,833 千円
		大窪村財産区	405,403 千円
		大久保町財産区	13,567 千円
		松陰村財産区	7,258 千円

議案第 18 号

平成28年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、合葬式墓地建設工事について、繰越明許費の設定を行うもの。

繰越明許費      87,000千円      墓園整備事業

議案第 19 号

平成 28 年度明石市農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、歳出で農業共済事業基金への積立金を追加するとともに、歳入では前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額            64 千円                    補正後            26,145 千円 〕

歳 入

家畜勘定収入                    64 千円      前年度繰越金

歳 出

家畜勘定支出                    64 千円      積      立      金



今回の補正は、歳出で保険給付費について、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、基金積立金及び職員費を追加するとともに、歳入では前年度繰越金及び一般会計繰入金等を追加するもの。

〔 補正額 217,027 千円 補正後 21,798,172 千円 〕

## 歳 入

支払基金交付金	5,572 千円	介護給付費交付金	
繰入金	44,300 千円	一般会計繰入金	
繰越金	167,155 千円	前年度繰越金	

## 歳 出

一般管理費	44,300 千円	職員費	
保険給付費	0 千円	居宅介護サービス等給付費	200,000 千円
		施設介護サービス等給付費	100,000 千円
		地域密着型介護サービス等給付費	△300,000 千円
		特定入所者介護予防サービス等費	△1,500 千円
		審査支払手数料	1,500 千円
基金積立金	172,727 千円	介護保険給付費準備基金積立金	

## 議案第 2 1 号

## 平成 2 8 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

今回の補正は、歳出で一般管理費及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、歳入では一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

[ 補正額           △28,668 千円           補正後       3,528,204 千円 ]

## 歳 入

繰 入 金   △41,381 千円   一般会計繰入金

繰 越 金       12,713 千円   前年度繰越金

## 歳 出

一 般 管 理 費   △1,400 千円   需 用 費       △700 千円

委 託 料       △700 千円

後期高齢者医療   △27,268 千円   負担金補助及び交付金  
広域連合納付金

今回の補正は、配水量の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の追加などをするもので、当年度純利益 511,693 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額などをするとともに、資本的収入では企業債の減額などをするもの。

## 事業収益

営業収益	83,087 千円	給水収益	100,000 千円
		受託工事収益	△18,000 千円
		その他営業収益	1,087 千円
営業外収益	56,000 千円	受取利息	△2,000 千円
		他会計補助金	△2,000 千円
		雑収益	60,000 千円
特別利益	100 千円	その他特別利益	

## 事業費用

営業費用	△46,000 千円	原水及び浄水費	△33,000 千円
		配水及び給水費	△15,000 千円
		総係費	12,000 千円
		減価償却費	△10,000 千円
営業外費用	10,000 千円	消費税及び 地方消費税	
特別損失	△10,000 千円	その他特別損失	

資 本 的 収 入

企 業 債	△500,000 千円	企 業 債
工 事 負 担 金	△6,000 千円	工 事 負 担 金
固 定 資 産 売 却 代 金	1,000 千円	固 定 資 産 売 却 代 金

資 本 的 支 出

建 設 改 良 費	△677,000 千円	第 3 次 整 備 事 業 費	△405,000 千円
		老 朽 管 整 備 事 業 費	△130,000 千円
		建 設 改 良 事 業 費	△130,000 千円
		事 務 費	△12,000 千円
企 業 債 償 還 金	8,472 千円	企 業 債 償 還 金	

今回の補正は、処理水量の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では下水道使用料等を追加するもので、当年度純利益 465,838 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費を減額し、資本的収入では企業債及び国庫補助金の減額などをするもの。

## 事業収益

営業収益	80,000 千円	下水道使用料
特別利益	46 千円	固定資産売却益

## 事業費用

営業費用	44,050 千円	管渠費	12,900 千円
		処理場費	△7,700 千円
		水洗普及費	△12,900 千円
		業務費	9,587 千円
		総係費	42,163 千円
営業外費用	△24,000 千円	支払利息及び 企業債取扱諸費	

## 資本的収入

企業債	△363,800 千円	企業債
固定資産売却代金	33 千円	固定資産売却代金
国庫補助金	△489,900 千円	国庫補助金

資 本 的 支 出

建設改良費	△916,160 千円	管渠整備費	△564,600 千円
		ポンプ場整備費	△130,060 千円
		処理場整備費	△216,000 千円
		固定資産購入費	△5,500 千円

## 1 要 旨

大窪村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市大久保町茜2丁目73番

地 目 ため池

面 積 8,061.60平方メートル

## 3 処分価格 金 801,200,000円

## 4 処分の相手方

加古川市平岡町新在家117番地

昭和住宅株式会社

代表取締役 湖 中 正 泰

## 5 処分の目的

耕作地の減少のため不要となったため池（福池）を処分することにより、財産区財産の維持管理に要する財源を確保するため。

## 1 要 旨

西二見村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市二見町西二見駅前4丁目84番

地 目 ため池

面 積 5,350.93平方メートル

(播磨町古宮村財産区との共有 持分2分の1)

## 3 処分価格 金 485,620,000円

(ため池全体の売却価格)

## 4 処分の相手方

広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号

株式会社ハローズ

代表取締役 佐藤 利行

## 5 処分の目的

耕作地の減少のため不要となったため池(末々池)を処分することにより、財産区財産の維持管理に要する財源を確保するため。



## 1 要 旨

道路事業及び土地区画整理事業による新設道路並びに開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数 35 路線

(ア) 土地区画整理事業による新設道路

大久保 831 号線

(イ) 道路整備事業による新設道路

川西 140 号線

(ウ) 開発行為により引継ぎを受けた道路

朝霧 290 号線ほか 32 路線

イ 延長 2,661 メートル

ウ 面積 15,930 平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数 3,020 路線

イ 延長 628,995 メートル

ウ 面積 4,494,774 平方メートル

議案第 27 号 ～ 議案第 40 号 省略

## 1 要 旨

平成27年第2回定例会6月議会において議決を受けた明石駅南歩行者道整備工事請負契約について、道路の占用許可の時間帯が夜間のみから終日に延長され、人件費の安価な昼間の施工が可能になり工事費用が減少したことに伴い、平成28年11月9日専決処分により一部変更したので、報告するもの。

## 2 内 容

## 請負金額の変更

(変更前)		(変更後)
534,600,000円	→	529,029,360円
		(5,570,640円減額)

## (参考)

相手方	株式会社大林組 神戸支店
工事期限	平成29年1月31日

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営東二見宮北住宅	133,400	平成28年 11月30日

報告第3号

く

報告第4号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第3号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年11月28日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 65,600円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成28年8月30日明石市大久保町大窪1096番地のマンション敷地内ごみ置き場前において、環境部収集事業課の職員がごみ収集車に乗車するため運転席のドアを開けた際、当該ドアが後方のマンション駐車場から出庫してきた相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第4号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年1月20日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 1,361,700円 (物件損害に係るもののみ) (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成28年11月30日明石市西新町3丁目7番15号地先において、福祉部障害福祉課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が渋滞で停車中の車列に突っ込み、最後尾の相手方乗用車ほか1台に対する多重事故を起こした結果、相手方乗用車に損害を与えるとともに、相手方を負傷させたもの。